

法務省民二第 2 4 9 号
平成 2 6 年 4 月 7 日

仙台法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿
(福島, 盛岡)

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくりに関する登記
の嘱託の処理について (通知)

標記に関し, 今般, 別添のとおり, 復興庁統括官付参事官から, 関係自治体との間における登記完了予定日の見通しを含む防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業の工程等に関する情報の共有等についての要請がありました。要請の趣旨を踏まえ, 関係自治体との連絡を密にし, これらの事業を含む住宅再建・復興まちづくりに係る登記の嘱託を処理されるよう, 貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

事 務 連 絡
平成26年 4 月 7 日

法務省民事局民事第二課長 殿

復興庁統括官付参事官

東日本大震災の被災自治体から住宅再建・復興まちづくりに関する登記の囑託があった場合の対応について

東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくりについては、第一弾から第四弾までの加速化措置を講じるなど関係各省庁が協力し、追加的な措置を講じているところです。

防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業においては、分譲地の造成までの期間だけでなく、造成完了から、自宅の建築を経て、最後の工程である入居に至るまでの期間を短縮することもまた極めて重要です。

住宅の着工については、通常、分譲地の分筆登記（これに必要な合筆、地積更正、地目変更等の登記を含む。）が完了してから行うのが通常であり、被災自治体が囑託した分筆登記の円滑な処理及び分筆登記後の被災自治体による円滑な売却が重要です。したがって、被災自治体から前広に分筆登記の囑託書の提出時期等の情報を法務局に提供し、法務局から被災自治体に当該登記の完了予定日の見通しなどの情報を提供するなどにより両者間で情報共有していただくことが法務局及び被災自治体のそれぞれの事務の適時適切な処理に資するものと承知しております。

については、仮設住宅等に入居している被災者の早期の住宅再建のため、法務局において登記の完了予定日の見通しなどの情報を被災自治体と共有するなど特段の御配慮をいただくようお願いいたします。なお、別添のとおり、当庁各復興局から被災自治体に対して通知していることを申し添えます。